

第10号議案

蒲郡市空家等適正管理条例の一部改正について

蒲郡市空家等適正管理条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市空家等適正管理条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市空家等適正管理条例の一部を改正する条例

蒲郡市空家等適正管理条例（平成25年蒲郡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」を「定めるもののほか」に改める。

第2条第1号中「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」を「法第2条第1項に規定する空家等」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」を「市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等」に改め、同条第4号中「空家等の所有者又は管理者」を「法第5条に規定する所有者等」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 管理不全空家等 市内に所在する法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 空家等対策計画 法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。

第5条中「常に空家等を適正に管理しなければならない」を「空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第6条中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

第7条を削る。

第8条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項第2号及び第3号中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同項第4号中「第10条第3項」を「次条第3項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

第11条から第14条までを削り、第15条を第9条とし、第16条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。